

## 第9回水中遺跡調査検討委員会概要

日程：平成27年10月9日（金） 13:00～16:30

会場：九州国立博物館 研修室

1. 開催日 平成27年10月9日（金） 13:00～16:30
2. 会場 九州国立博物館 研修室
3. 出席者 委員 西谷委員（委員長）、赤司委員、池田委員、今津委員、木下委員、  
木村委員、高妻委員、坂井委員、土屋委員、林田委員  
オブザーバー 寺田文化財班課長補佐（長崎県教育庁学芸文化課）  
中田文化財課長（松浦市教育委員会）  
文化庁 小畑専門官、禰宜田主任文化財調査官、水ノ江文化財調査官、  
近江文化財調査官、川口研修生

### 4. 議事

#### 【西谷委員長】

- ・開会に先立ち、会議公開の確認。

#### 【文化庁挨拶】

- ・小畑専門官

#### 【九州国立博物館挨拶】

- ・島谷館長

#### 【事務局より配付資料などの説明】

- ・欠席した委員の確認
- ・第9回委員会の進め方についての説明
- ・配布資料の確認

#### 【議事（1） 議事報告 第8回水中遺跡調査検討委員会（5/29）議事概要説明（資料2）】（文化庁 水ノ江調査官）

- ・文 煥哲 氏（ムン・ファンソク 韓国国立海洋文化財研究所）  
「報告1：韓国における水中遺跡の保護の取り組み」
- ・御堂島 正 氏（大正大学）  
「報告2：水中遺跡に関する行政事務上の整理」

## 【議事（２） 報告１：フランスにおける水中遺跡の保護の取り組み】

（文化庁 水ノ江調査官）

### 《フランスにおける水中遺跡保護の概要》

- ・フランスは1952年クストーの古代船の引き揚げを契機に始まる。他国より10年くらい早い。
- ・1960年代の文化大臣アンドレ・マルローによる推進。
- ・1996年DRASSM（国立水中考古学研究所）の設立，2008年新館，2012年新船アンドレ・マルロー号。
- ・現在5,000遺跡を登録。ドットが中心だが，楕円や不定形の範囲で包蔵地を表示。
- ・アマチュアで論文書いている人を含めると，水中考古学に携わるのは300人。
- ・2004年に文化財保護法を改正して水中のものは年代に関係なくすべて対象にする。
- ・領海は国が所有管理するので，出土品はすべて国保有。漁師などの情報に対しては報奨金を払うが年間10件ほど。近年，戦争遺跡の取扱いが問題になっている。
- ・開発対応の場合の発掘調査の費用は，原因者負担で行う。水中事業者が遺跡の有無にかかわらず遺跡保護の税金を払い，遺跡があった場合，発掘調査費用はその税金で賄う方式。
- ・フランスでは地方が水中遺跡保護の対応をすると設備や体制の整備をするには費用対効果が低く，所有権が国にあることを含めて国がすべきというスタンス。
- ・ユネスコの水中遺産条約を2013年に批准。2015年に国内法を整理する予定。

### 《DRASSM フランス考古学研究所の概要》

- ・年間予算は3,500万€（4億7,000万円）。国家予算は900万€で，他はEUや外部資金でまかなっている。所員はクルーを入れて34人。
- ・開発事業対応や発掘調査の許可権限をすべて有する。研究は研究所で，開発対応は民間発掘会社出対応する。
- ・人材育成に力を入れていて，エクス・プロバンス大学の大学院生8名を受け入れている。応募は35名で，フランス人4名。修士2年間で300\$。その後，資格取得のために4ヶ月で15,000\$。歴史学・潜水技術・保存科学をユネスコのマニュアルで学ぶ。就職は少なく，2名が任期付きで民間発掘会社に採用予定。
- ・水中遺跡の遺物は残りが良く，映画等の影響もあり，トレジャーハンターが横行しているが，その防止キャンペーンをインターポールと協力して進めている。

### 《マルセイユ市立歴史文化博物館》

- ・この博物館建設に際してローマ時代の遺跡が確認され，計画変更を行ってそれを保存して博物館建設を行う。
- ・マルセイユの歴史を海運史をベースに説明するが，それには水中考古学の成果が随所に盛り込まれる展示手法。
- ・BC6世紀ギリシャ時代の船2艘，AD1世紀ローマ時代の船4艘を展示。いずれも出土

状態のままの展示で、その近くに 1/20 の復元模型、構造説明模型、出土品展示、映像解説をセットで行い、フランス語がわからなくても視覚的に理解しやすい工夫が随所に見られた。

#### 《アルル博物館》

- ・AD50 年頃のローマ時代の商船が、河川改修に伴って発掘調査され、そのすぐ横に建設された博物館。
- ・全長 31m の船が完全に保存され、10 個体に分割して引き揚げ保存処理する。
- ・発掘調査のジオラマ、映像解説、出土品の展示が船の周辺で行われ、フランス語がわからなくても視覚的に理解しやすい展示。
- ・高齢者向けの軽量の椅子が自由に使える。

#### 《質疑応答》(○：質問 ●：回答)

##### 【木村委員】

- フランスには地中海と大西洋に面していて、地中海側は国立の水中考古学研究所が対応し、大西洋側は NGO の ADRAMAR が対応していると聞いているが、その棲み分けは。
- 同様の情報しかない。フランスの水中考古学はマルセイユを中心に発達したので、国立機関はマルセイユ中心に活動していると聞いた。

##### 【土屋委員】

- DRASSM と国立海洋研究所との関係は。
- それに関する情報は得ていない。

##### 【坂井委員】

- フランスでは陸上は一部民間に開放されていても基本的には国で対応していると聞いたが、水中は異なるのか。また、陸上では遺跡に係わる開発事業者が一定の計算式に基づいて費用負担をすると聞いているが、水中の場合と異なるのか。
- 陸上との比較は聞いていないが、水中での対応は先ほど説明した通りである。
- 水中では民間で行う発掘調査がかなりあるということか。
- 水中は民間でやっているようで、先ほどの大学院生 8 名のうち 2 名は民間に任期付きで就職が決まっていると言っていた。

##### 【木下委員】

- 大学院生の修了の研修内容、研修終了後の就職、男女比は。4 ヶ月 15,000 \$ の高額のコースに進んで実際に資格を取得する学生は多いのか。
- 修士は基礎的なもの、研修は技術研修に特化したもの。就職は 2 名が民間に決まっているが任期付きで他の 6 名は未定。それほど職は多くないとのこと。男女比は聞いていないが、当日は 6 名の学生のうち女性は 2 名だった。

##### 【林田委員】

- 周知の遺跡は 5,000 ヶ所とのことであるが、こういった種類の遺跡があるのか。
- ユネスコの水中文化遺産条約の内容と同等とのこと。ただし、水中文化遺産条約では 100

年以上を対象にしているが、フランスでは年限の規定がないのが特徴と理解している。

### 【高妻委員】

- 費用対効果について、地方がやるのは難しいということで、保存処理も国で一括してやっているのか。
- グルノーブルの保存処理施設で一括して国がやっている（今津委員）。

## 【議事（3） 報告2：アメリカにおける水中遺跡の保護の取り組み】

（文化庁 近江調査官）

### 《アメリカにおける水中遺跡保護の体制》

- ・アメリカは日本の文化庁のように水中遺跡の保護を一括して行うのではなく、海域に関係した役所がそれぞれに発掘調査を含めた水中遺跡の保護を行う。
- ・国の領海や国の土地については国が対応するが、9海里までは州が対応する。

[国立公園局]

→国立公園内の水中遺跡を管轄する。

[海軍水中考古学ユニット]

→海軍の歴史研究の中に水中考古学ユニットがあり、軍が所有する船舶を対象にしており、領海外でもアメリカ海軍の沈没船・航空機等はすべて対象にしている。

[海洋エネルギー庁]

→海底油田や洋上風力発電等の許認可権を持っており、これに伴う水中遺跡の保護も行う。管轄範囲が最も広い。

[アメリカ海洋大気庁]

→海洋と大気に関する調査研究を行い、設定した海洋保護地域の水中遺跡の保護を管轄する。

- ・水中遺跡に特化した法律はなく、陸上と水中と同じ法律で対応するが、これに各省庁の法律が二重に被さる場合がある。
- ・政府が行う事業には考古学調査が義務づけられていて、各省庁で発掘調査を行うセクションが存在し、連携に法的な仕組みはなく担当者間で横の連携で対応している。
- ・各セクションの規模は小さく、NPSで45名、BOENで11名。
- ・各省庁の水中遺跡を担当する調査官や事務官は大学で水中遺跡を専攻して、学位を有している人が多く、大学ネットワークがある（木村）。

### 《アメリカにおける水中遺跡保護の概要》

- ・保護の対象は50年を経過したものであるので、第2次世界大戦も対象になる。
- ・国の歴史が浅いため、第2次大戦の船舶等も文化財としての意識がある。

- ・海軍省では 17,000 件に及ぶ船舶・航空機情報を持っていて、そのうち 400 件は現地調査を行っている。江戸時代の日本船の漂着情報もある。
- ・領海内の外国船籍は、相手国の許可を得てから調査を行う。
- ・水中遺跡はドットで表示。大半が船舶や航空機で、最近は地殻変動で沈んだ集落も把握しつつある。文献で大まかな位置を把握し、詳細は現地調査で確定。
- ・ユネスコの水中文化遺産条約に批准はしていないが、現状保存は原則的な考えで、保護すべき海域では船が碇を降ろすことも禁止している。ただし、学術的に価値が高い遺跡は発掘調査を行う。
- ・公開活用は、保存状態、盗難の危険性等を総合的に判断して行うが、実際の事例は少ない。ハワイの USS アリゾナメモリアルは国立公園局が上手にやっている(木村)。

#### 《トレジャーハンター》

- ・以前、沖縄の日本領海内のアメリカ船籍プレート等をトレジャーハンターが盗掘したが、後日政府がこれを没収して現在保存処理を行っている。
- ・水中遺跡情報はエクセルでデータ管理。ただし、トレジャーハンター対策のため公表はしていない。
- ・トレジャーハンターが権利を主張して法廷闘争が多い。

#### 《開発事業と水中遺跡の保護》

- ・開発事業に際して行われる環境アセスでは水中遺跡が対象になっていて、開発対応がスムーズに行えている。
- ・海洋資源開発等で現状保存ができない場合、原因者負担による発掘調査を民間調査組織が行い、各省庁の担当者はそれを監理する。
- ・発掘調査が法律で義務づけられているので問題ないと聞いている。また、水中担当部署の業務は民間へ許認可を与えるものであり、日本とは事情が異なる。

#### 《質疑応答》(○：質問 ●：回答)

##### 【土屋委員】

○アメリカではトレジャーハンターがかなり盛んと聞いているが、具体的にどのように対処しているのか。

- ダイバーショップからの聞き取りや、ネットオークションを見張っているとのこと。

##### 【高妻委員】

○同じ省庁に開発する人と保護する人がいて、利害関係上、問題はないのか。

- アメリカでは省庁は民間への許認可を与える機関なので、日本とは少し事情が違う。

## 【議事（４） 報告３：ヴァレッタ条約について】

（文化庁 水ノ江調査官）

《配布資料５と参考資料１により，ヴァレッタ条約の概要説明後質疑応答》

（○：質問 ●：回答）

### 【木村委員】

○第５条「考古遺産保護と開発事業の共存共栄」は，遺跡を説明するガイダンス施設や説明板が遺跡の価値を損ねないように，つまり，壊さないようにということ。

### 【今津委員】

○第６条「考古学調査に関する財政的措置」には出土品の保存もその対象に含まれる。

### 【西谷委員】

○第６条の救済発掘は，日本語では「緊急発掘」では。括弧付きは良くないのでは。

●文化庁の『発掘調査のてびき』では「記録保存調査」になる。

### 【池田委員】

○ヴァレッタ条約の批准国は，それに基づく国内法を策定しているのか。また，罰則規定はいかがか。批准国ではどのように反映させているのか。

●法律の内容や罰則規定は国によって異なると認識している。

## 【議事（５） その他】

《次回の案内》

- ・次回，第１０回水中遺跡調査検討委員会は年明けの２月２６日（金），文化庁にて開催予定。２月１９日（金）のほうが良いという意見もあり，改めて委員のご意見を伺いたい。

以上